令和７年度

消防ポンプ自動車（ＣＤ－１型）

仕様書

守口市門真市消防組合

≪　１　≫　総　　則

１　本仕様書は、守口市門真市消防組合（以下「本消防組合」という。）が令和７年度に製作する消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）（以下「消防車」という。）のシャシ、艤装、積載資機材等について必要な事項を定める。

２　消防車の製作は、本仕様書及び承認図によるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（最終改正令和６年３月 27 日消防消第50号）に適合したものであること。

　また、消防用車両の安全基準検討委員会が定める消防ポンプ自動車の安全基準の項目を満足し、ＩＳＯ9001認証取得による品質管理システムにより製作され、緊急自動車としての承認が得られること。

（緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱及び地方債事業の施設整備事業「一般財源化分」を準用するもの）

３　受注者は契約にあたり、本仕様書を了承するとともに、不審の点は本消防組合担当職員に質問し十分熟知の上、契約するものとする。

４　受注者は、契約後製作に先立ち、本仕様書について本消防組合担当職員と製作上の細部に亘り十分な打ち合わせを行い、次の図書を各２部ずつ速やかに提出し承認を受けるものとする。

(1)　製作工程表
(2)　製作承認図
(3)　配管系統図
(4)　その他本消防組合が指示するもの

５　受注者は製作にあたり、次の点に注意すること。

(1)　軽量、頑丈、優美であること。
(2)　車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
(3)　製作艤装に亘り厳重に検査すること。

６　受注者は、製作にあたり諸種の理由により本仕様書を変更する必要が生じた際は、直ちに本消防組合に連絡し、指示に従うものとする。

７　設計・製作材料・部品等について、特許その他権利上の問題が発生した時は、受注者がその責任を負うこと。

８　消防車の完成時には、近畿運輸局大阪運輸支局の新規登録を受けるものとし、それに伴う書類は事前に本消防組合に提出して承認を得ること。

9　本仕様書に記載がない部分等については、本消防組合と協議の上、決定する。

10　保証期間は、納入後１年とする。但し、メーカーの保証期間がそれ以上の場合はその期間とする。なお、構造上（部品・材料の不良を含む。）あるいは、技術上の不備欠陥による場合は、保証期間が経過しても受注者の責任において速やかに処理するものとする。

11　仕様書・承認図等により本消防組合担当職員立ち合いの上、検査を行う。

(1)　検査は、中間検査、完成検査及び納入検査とする。

(2)　検査は、製作工程表に基づき検査を受けられる状態で日程を組むこと。

(3)　検査日程は、事前に本消防組合に連絡し、調整を図ること。

(4)　完成検査は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕を持つこと。

12　完成車納入時に、次の書類及び図面、写真を必要数提出すること。

(1)　シャシ図面　１部

(2)　諸元表　１部

(3)　整備・修理要領書（シャシ・エンジン関係等）　１部

(4)　電気配線図　１部

(5)　各取扱説明書　２部

(6)　写真（ＣＤ－Ｒ等により提出すること。）　一式

ア　艤装完成車　前・後・左・右・上

イ　製作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの

(7)　自動車検査証　１部

(8)　自動車損害賠償責任保険証明書（25か月）　１部

(9)　リサイクル券　１部

(10)　完成図書　１部

(11)　契約金明細書　１部

(12)　新規検査届出書又は改造申請届出書写し　１部

(13)　試験成績表（プレート及び安全基準への適合の検証に係る受託個別試験を含む。）　１部

(14)　消防ポンプ自動車受託試験合格プレート写し　１部

(15)　その他本消防組合が指示するもの

13　納入数量は１台とする。

14　納入期限は、令和８年10月１日から令和９年３月19日までとする。
なお、登録年月日については、令和８年10月以降とすること。

15　補則

(1)　消防車は、緊急自動車届出書及び近畿運輸局大阪陸運支局の新規登録検査後、各部清掃の上で本消防組合へ納入するものとする。

(2)　納入にあたり、配置換えを伴う車両について、本消防組合の指示に従い記載事項変更等の手続きを併せて行うものとする。

(3)　自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料を除く全ての経費は受注者の負担とする。

(4)　受注者は、納入後各部の取扱要領及び資機材等に係る取扱説明や必要な講習について専門係員（サービス担当者）を派遣し、本消防組合において指定する時期に実施すること。なお、係員の派遣に関する費用等は受注者が負担するものとする。

≪　２　≫　概　　要

消防車に使用するシャシは消防専用シャシ（日本消防検定合格品）を使用した令和７年度に製作された車両（自動車Ｎｏｘ法・ＰＭ法・騒音規制等の規制値に適合した車両）とし、消防車に使用するシャシとしてメーカーが公表した標準取付品が装備されたキャブオーバーダブルキャブ型（最新型）とすること。

なお、この消防車にはＡ－２級多段タービンポンプもしくはインデューサ付き１段ボリュートポンプと 900ℓの水槽を備え、河川及び消火栓等の水利から強力な放水ができるとともに、堅牢かつ有効な資機材収納庫等を備えた、一般火災に対し速やかに活動できる消防車を製作するものとする。

≪　３　≫　シ　ャ　シ

１　シャシ諸元

(1)　3.0ｔ級消防専用キャブオーバーダブルキャブ型シャシ

(2)　トランスミッション：オートマチックトランスミッション　同等品以上

(3)　エンジン排気量：2990 cc以上（別途協議）

(4)　ホイールベース：2000㎜以上 2760㎜以内

(5)　駆動方式：２輪駆動方式

(6)　オールシーズンミックスタイヤ（本艤装に適したサイズとする。）

(7)　乗車定員：５名

２　装備品及び取付品

(1)　フライホイールＰＴＯ

(2)　エンジンガバナー

(3)　補助クーラー

(4)　パワーステアリング

(5)　バッテリー：24Ｖ100Ａｈ以上

(6)　オルタネーター：24Ｖ80Ａ以上

(7)　電動油圧式キャブチルト（支持棒付き、手動操作可）

(8)　車両安定制御システム
(9)　ドライブレコーダー
(10) カラーバックアイカメラ
(11) ＥＴＣ（セットアップ含む）
(12) 後退警報器（カットスイッチ付き）
(13) バッテリーメインスイッチ（艤装関係：ＡＣＣ連動）
(14) アイドルコントロールノブ
(15) ＡＢＳ装置及びエアーバック（運転席及び助手席）
(16) フロントエアコン：車両に適した純正品であること。
(17) 油温計
(18) エンジン回転計
(19) ＡＭ・ＦＭラジオ
(20) 集中ドアロック：各ドア
(21) パワーウインドウ
(22) 助手席側電動格納式ミラー
(23) ドアリフレクター及びドアエッジモール
(24) ＬＥＤヘッドランプ
(25) フォグランプ
(26) 路肩灯：ＬＥＤ式（スモール連動）
(27) オイルパンヒーター：10ｍコード付き
(28) マッドガード：全輪
(29) 停止表示板　１式
(30) フロアマット　１式
(31) 予備キー（メインキー含む。）　２本
(32) サイドバイザー

3　完成車寸法
(1)　全長　5,500ｍｍ未満
(2)　全幅　2,000ｍｍ未満
(3)　全高　2,900ｍｍ未満
(4)　重量　　7　ｔ未満

≪　4　≫　　キ　ャ　ビ　ン

1　キャビン外装
(1)　キャビンは、最新型の赤色警光灯内蔵型の樹脂製（または同等品以上）ハイルーフダブルキャビンとし、電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンを取り付けること。

(2)　乗車人員の乗降時及び走行時に安全に必要な握り棒、手摺、安全帯を設けること。
(3)　キャビン左側面センターピラー部に排水が可能な旗立てパイプを設けること。
(4)　キャビンをチルトアップする際に架装物等に干渉するおそれのある場合は、チルトアップの制限装置を設けること。
(5)　バッテリーは引き出し式とし、点検が容易にできる構造とすること。また、金属製のカバーを設けること。
(6)　可能な限り、フロントグリル中央部に、消防章を取り付けること。なお、メーカーエンブレムは取りはずすこと。
(7)　バンパー下部にけん引フック（外れ止め付き）を設けること。(別途協議)
(8)　フロントバンパー張り出し、側面延長（上面には縞板貼り付けること。）

2　キャビン内装
(1)　キャブ内助手席は空気呼吸器を収納できるように埋め込み型とし、空気呼吸器を固定できるものであること。なお、下部には保護板を取り付けること。(別途協議)
(2)　キャブ内後部座席後方を約170ｍｍ張り出し、空気呼吸器固定器具３基を設けること。また、フック（大・可倒式）をその間に必要数取り付け、空気呼吸器固定器具下部に保護板を取り付けること。(別途指示)
(3)　空気呼吸器を着装し乗車した際、障害にならないようキャブ内前部座席上部に、オーバーヘッドコンソールを設けること。
(4)　運転席と助手席の間に収納ボックスを設けること。(別途指示)
(5)　ＡＶＭについては、回転式取り付け架台を設けること。
(6)　キャブ内天井の中央部及び後部に収納棚を取り付けること。なお後部の収納棚については、地図を収納できるよう２段式で取り付けること。(詳細指示)
(7)　キャブ内後部座席は跳ね上げができる構造であること。また、跳ね上げたシートを固定できること。
(8)　キャブ内後部座席下部にサイド扉付きの資機材収納ボックスを設けること。
(9)　キャブ内後部天井部左右にネットシェルフを取り付けること。
(10)　キャブ内の中央手摺部にフック(大)を必要数取り付け、署活動系無線機等小物類を収納可能な箱を取り付けること。(寸法は別途指示)
(11)　ホイールアーチ部、リヤドア開口部及びステップ蹴込部にアルミプロテクターを取り付けること。
(12)　キャブ内の天井は、電装品取付部の点検や手入れが容易な構造とすること。
(13)　キャブ内は断熱用の内張りを施すこと。
(14)　隊員身体保護のため、空気呼吸器の脱着に支障とならない位置に後部座

席背もたれを設けること。
(15) 各座席は、防汚性や耐久性に優れた仕様のものとすること。
(16) 助手席の足元にモーターサイレンと連動したフットサイレン（囲い付き）を設けること。（詳細指示）
(17) 無線機の受話器を仮置きするためのフック等を後部窓の近辺に設けること。(詳細については別途協議)

≪　5　≫　車体の艤装・架装

1　車体全般事項

(1)　ポンプ室の構造は全密閉式とし、エアフィルタなどの点検や手入れが容易にできるよう点検扉等を設けた構造とすること。
(2)　車両は、資機材を積載するため 350ｋｇ程度の積載量を設けること。なお、この積載量の詳細は資機材の積載状況に応じ協議する。
(3)　燃料タンク及びバッテリーは、シャシ固有の位置に取り付けるものとすること。
(4)　各収納庫等には雨水が滞留しないよう水抜き穴を設け、スノコ板等を取り付けること。また、各扉はダンパー式などの措置を講じること。
(5)　ボディーや各部のアルミ縞板等は、全て外端部を折り曲げる構造とすること。
(6)　当消防組合が指定する箇所に資機材等、緩衝しないよう緩衝材等を設けること。(別途指示)

2　車体天井

(1)　車体天井はボディーの最外側までアルミ縞板張りとすること。
(2)　車体天井に、取り外しが可能な落とし込み式アルミボックスを設けること。
(3)　車体天井に手動式の三連梯子昇降装置を設けること。なお、この昇降装置は車体後方へ容易に可動するとともに、可能な限り地上面まで降下するものとし、隊員の操作が容易な位置にロック装置を設けるものとすること。
(4)　車体天井の三連梯子収納装置付近の指示する位置に、とび口等を収納できるスペースを設けること。
(5)　車体天井の必要な箇所にポンプ室の点検扉等を設けること。
(6)　車体天井に支点を必要数設けること。

3　車体側面

(1)　車体両側面にディスプレイ式のポンプ操作装置を設けること。また、この装置により真空ポンプや非常停止装置、ポンプ回転数等放水に必要な項目について操作・視認ができること。なお、詳細については別記する。
(2)　車体両側面内部にホースや薬剤等を収納できる収納庫を設けること。ま

た、安全に取り出せる取手等を設けること。

(3)　車体右側面には、架装の可能な範囲で手動式バーシャッターを設け、その内部はエンジンカッター等を収納できる３段棚以上の収納庫を設けること。

(4)　車体左側面には、スタンドパイプ及び消火栓開閉金具等が収納できる固定金具を設けることとし、さらに、65㎜10m アラミドホースが収納できる収納箱を設けること。また、アルミプロテクター等で車両保護を図ること。

(5)　バーシャッター下部に下開き式の収納庫を設け、その内部の配線は資機材等が緩衝しないよう施すこと。（当消防組合が指定する寸法を収納できるよう設けること。）

(6)　リヤフェンダーの前後にアルミ縞板製のサイドステップ及びリヤステップを設けること。なお、サイドステップはキャブ下部まで延長し滑り止めを講じ、リヤステップは下開き式収納庫の扉にて対応できるものとする。

(7)　後部ホイールアーチ部や吐水口、吸水口等の周囲にアルミプロテクターを取り付けること。詳細については別途協議する。

(8)　車体側面の必要な箇所にポンプ室の点検扉等を設けること。

4　車体後面

(1)　車体後面に垂直降下式らく車を取り付けること。また、安全装置等を設け、降下し接地した際に、車両に対し過度に負荷がかからないこと。

(2)　車体後面上部に収納庫を設けること。なお、この収納庫は三連梯子の動作と極力干渉しない構造とするとともに、資機材等の出し入れに支障がないように段差を無くし、積載資機材等の固定金具を設けること。

(3)　車体後面には、車体天井部に安全に昇降できるステップ等を設け、エプロン板等を取り付け車体の保護を図ること。

≪　6　≫　ポンプ及び水槽

1　主ポンプ

多段タービンポンプもしくはインデューサ付き１段ボリュートポンプとすること。

ポンプ性能　動力消防ポンプ規格Ａ－２級適合品

放水静圧力 0.85ＭＰａにおいて 2,000ℓ／ｍｉｎ以上

放水静圧力 1.40ＭＰａにおいて 1,400ℓ／ｍｉｎ以上

(1)　ポンプは、シャシに確実に固定し振動によって移動やゆるみの起こらないように取り付け、特にエンジンマウンティングの影響を受けないよう留意すること。

(2)　ポンプは、軽量化を考慮した材質によること。

(3)　グランド部からの漏水は、一切の構造機構にかからぬようパイプを使用して下方に導くこと。

(4)　グランドパッキンは出し入れ及び締付けが容易にできる構造とすると。

(5)　軸受部は、グリス注油装置を設けること。なお、メカニカルシールにより、注油等が不要の場合はこの限りではない。

(6)　ポンプ本体下部にドレンコックを設けること。

ア　各段に設けること。

イ　コックの開閉は、ポンプ操作と連動すること。

ウ　排水が車両構造等にかからないよう配慮すること。

2　真空ポンプ

無給油式またはオイル循環式の真空ポンプとすること。

真空性能　吸管外端閉塞（75ｍｍ－10ｍ－１本結合）にて
30 秒以内に試験時大気圧の 84％（約 85ｋＰａ）以上
漏気は 30 秒間で 1.3ｋＰａ以下

(1)　動力伝導装置は、機能確実で振動及び騒音が少なく円滑に着脱できる構造（水圧 0.3ＭＰａ以内で停止すること。）であること。

(2)　操作装置は自動及び手動とし、自動装置は左右に設けたボタンの操作により真空ポンプの作動及び回転の増速を行う構造とすること。

3　主ポンプ伝導装置（シャシ固有のもの）

本伝導装置は、エンジンとトランスミッションの間に、フライホイールＰＴＯ（シャシメーカー純正品）を設置し、その操作は運転席のスイッチにより容易に動力の接・断ができること。

4　吸水口

(1)　吸水口は、75ｍｍのボールコック（ストレーナー付き）をポンプ室両側に各１口設け、これにエルボを設けること。

(2)　パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。

(3)　流水抵抗をできる限り小さくするよう努めること。

5　中継吸水口

(1)　中継吸水口は、呼称 65ｍｍのボールコック（ストレーナー付き）をポンプ室両側に各１口設けること。

(2)　パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。

6　呼水装置（バイパス装置）

呼水装置は、給水量 1,000ℓ／ｍｉｎ（吸水高さ３ｍ）のとき、バルブを全開しても落水せず、60 秒以内に揚水を完了できること。

7　吐水口

(1)　吐水口は、内径 65ｍｍのボールコックをポンプ室両側に各２口設けること。

(2)　パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。

(3)　自動放口閉塞弁については、車が傾斜しても自動的に閉じる構造であること。

(4)　冷却水配管について

ア　ギヤーケース・補助クーラーの配管は一系統にまとめ、バルブにて調整できること。

イ　バルブは予備回路を設け、主及び予備のそれぞれにストレーナーを備

えること。

8　水槽

(1)　車体部の適正な位置に、容量900ℓ以上（1,000ℓ未満）の角型鋼板製又は同等以上の材料で造られた水槽を設けること。なお、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し点検及び清掃等が容易であること。

(2)　水槽の左右には、ストレーナーを取り付けた65ｍｍ差込式メス（キャップ付き）の積水口を設けること。なお、積水口には逆流防止弁を設けること。

(3)　水槽の左右には、容易に水量の確認ができるゲージ（浮子式）を設けること。なお、ディスプレイ式のポンプ操作装置にて確認ができる場合はこの限りではない。

(4)　水槽とポンプ吸水側との間には75ｍｍボールコック、また、ポンプ放水側と水槽の間には40ｍｍボールコックを介し、吸送水できるよう配管し、各コックは外部から容易に操作できる構造とすること。

(5)　水槽上部にはマンホール１か所、底部には排水口１個、内部にはオーバーフローパイプ１個を設けること。なお、排水バルブはサイドステップ奥付近に設けること。

≪　7　≫ポンプ操作装置

1　ディスプレイ式のポンプ操作装置は車体両側面に設け、操作員がディスプレイ内で容易かつ安全に揚水、ポンプ操作並びに確認が行えるよう次の機能を有すること。

(1)　ポンプ圧力計

(2)　ポンプ連成計

(3)　ポンプスロットル

(4)　流量計

(5)　非常用操作装置（ディスプレイ付近への設置を可とする。）

(6)　各種制御機能

ア　真空ポンプ操作機能

イ　自動調圧機能

ウ　非常停止機能

エ　スロットル固定機能

オ　インターロック機能

カ　上限圧力設定機能

(7)　各種警報装置

(8)　その他付随する装置、センサー等

≪　８　≫　取付品及び取付装置

１　取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

(1)　ポンプ圧力計　　左右各１個

(2)　ポンプ連成計　　左右各１個

(3)　エンジン回転計　　１個

(4)　エンジン油温計　　１個

(5)　赤色警光灯

ア　ハイルーフ内蔵型ＬＥＤ式散光式赤色警光灯を取り付けること。　　左右各１個

イ　バンパー上部にＬＥＤ式赤色点滅灯（保護枠付き）を取り付けること。

参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＬＦＡ－200　　左右各１個

ウ　車体側面上部にＬＥＤ式赤色点滅灯を取り付けること。

参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＬＦＡ－200　　左右各１個

エ　車体後部にＬＥＤ式赤色点滅灯（保護枠付き）を取り付けること。

参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＬＦＩＡ－300　　左右各１個

オ　上記の各赤色点滅灯は、散光式赤色警光灯と連動し、電子サイレンアンプのスイッチにて一括でオン・オフできること。

(6)　電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）

(7)　電子サイレンアンプ

ア　キャビン内オーバーヘッドコンソールまたはインストルメントパネル付近に設けること。

参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＴＳＫ－Ｄ152Ｙ

イ　アンプ用マイクを備えること。なお、マイクの位置は助手席から操作しやすい位置に取り付けること。

参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＭＣ－Ｄ１型

（50Wスピーカー１個付き）　　１個

(8)　照明灯

車体の指示する位置に照明灯を設けること。（車体に設置する形状等ついては、別途協議）

参考型式：㈱佐藤工業所製　FLASHBOY POLE LED　　１基

(9)　後退警報器　シャシ標準　　１式

(10) 標識灯（プラスチック製黄色）　　左右各１個

２　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

(1)　電動サイレン

キャブ上部に取り付け、キャブ内にマニュアルスイッチ及び足踏みスイッチを設けること。（詳細については別途協議）

(2)　真空計
(3)　ポンプ回転計
(4)　流量計
(5)　積算流量計
　　各吐水口からの流量及びその合計が分かるものを備えること。
(6)　電動油圧キャブチルト装置
(7)　オイルパンヒーター（10ｍコード付き）
(8)　作業灯
　ア　車体側面上部に、側面を有効に照らすＬＥＤ式作業灯を取り付けること。
　　参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＬＩＡ－200　　左右各１個
　イ　車体後面にＬＥＤ式作業灯を取り付けること。
　　参考型式：㈱大阪サイレン製作所製　ＬＩＡ－Ｗ２　　左右各１個
(9)　車外無線送受話機取出口
　　ポンプ室付近の指示する位置に取り付けること。　　１式
(10) 反射材（再帰性に富んだ反射材等）　　１式
(11) その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

３　積載品及び付属品

　積載品及び付属品については、次表の型式又は同等品以上のものとし、記載の型式から変更がある場合は、別途協議すること。ただし、網掛けで示すものについては指定の型式に限る。なお、記載のないものについては受注者が選定すること。

(1)　備えなければならない附属品

品　　名	型　　式　　等	数量
吸 管	呼称 75mm－８ｍ　車体右側(ソフト・反射線付き)	１本
	呼称 75mm－２ｍ　車体上部(ソフト・反射線付き)	１本
	呼称 75mm－2.5m　車体上部	４本
吸口ストレーナー		２個
吸管ストレーナー	岩崎製作所　ストカゴ PAT　フック付ロープ	２個
吸管ちりよけかご		
吸管ロープ		
吸管まくら木	ゴム製	２個
消火栓金具	75mm メスネジ－65mm 差込メス	２個
中継用媒介金具	65mm メスネジ－65mm 差込メス	２個
消火栓開閉金具	新設消火栓用（旧蓋兼用）	１式
吸管スパナ		２個
管鎗	直管軽量管鎗　PP－65A・EXS・S 無反動管鎗　　PL－65A	各１本
ノズル	19mm、20mm	各１個
	ダブコン　マークⅡ　　NV-65W･Ⅱ	２個

放口媒介金具	65mm ネジメス－65mm 差込オス２個 65mm ネジメス－65mm 自在接手２個	４個
鳶口	1.8m（グラスファイバー製）	２本
剣先スコップ	20SCP00XX	１本
ホース延長用 資機材（らく車）	ア　呼称 65mm ホースを８本収納し、らく車の天板上に、資機材等を搬送できる枠等を製作すること。 イ　車輪は空気入りタイヤのブレーキ付きとし、ブレーキロック装置を設けること。 ウ　引き手は折り畳み式とすること。 エ　管鎗２本を取り付けられる構造とすること。 オ　指示する位置にサルベージシートを収納できる枠等を設けること。 カ　サイズ目安（資機材積載、ハンドル収納時） 高さ 1,010mm×幅 1,050mm×奥行 770mm （ハンドル部を正面とする。）	１輌
はしご	軽量アルミ製三連はしご 参考型式：関東梯子㈱製　KHRF-87 ア　車体上部左側に積載し、三連はしごの積載架台は、手動式ローラー型またはダンパー型とし、車体後部から取り出す方式で、はしごを引き出した時、地上から容易に搬送姿勢がとれること。 イ　車体上部に設置した状態で三連はしごが降ろせる構造であること。 ウ　積載方法については、車高を抑えるため本消防組合と十分協議すること。	１梯
車輪止	ゴム製	２個
消火器	自動車用（ABC 粉末 20 型）	１本
ポンプ工具		１式
ホース	呼称 65mm（使用圧 1.3Mpa）　20 本 呼称 65mm（使用圧 2.0Mpa）　10 本 ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、さらに、動産総合保険（１年間）をかけた消防用ホースを指示する。	30 本

(2)　軽微な変更として備えることができる附属品

品　　名	型　　式　　等	数量
タイヤチェーン		１式
二又分岐管	イワマチ分岐管　21SSM666IA （65A×65A×65A　根元部のみイワマチ仕様）	１個
ホースブリッジ	スーパーブリッジＬ型	１式
照明器具	充電式タワーライト　ML814 リチウムイオンバッテリー　18V 6.0Ah ３個 バッテリー充電器　DC18RF　１台	１式
ホース背負器	ホースバッグ FS３型（イエロー） 反射ワッペン（ST51） 反射ワッペン台座（縫い付け込み）	２式
おの	ライトレスキューアックス	１本
ホースカバー		１式
スタンドパイプ	単口（エルボ離脱式）引き上げ式スタンドパイプ	各１式
特殊ノズル	クアドラフォグノズル	２式
特殊ノズル用ホース	呼称 40mm×20m（使用圧 1.6MPa） ２本 呼称 40mm×10m（使用圧 1.6MPa） ２本 ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、さらに、蓄光又は再帰性反射加工及び屋内進入時において、退路方向が判断できる表示を施すこと。また、動産総合保険（１年間）をかけた消防用ホースを指示する。	４本
ホース	呼称 65mm×10m（使用圧 2.0MPa） ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、アラミド繊維又はポリアラミド繊維若しくは当該繊維を混撚（含有）した繊維で補強され、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、さらに、動産総合保険（１年間）をかけた消防用ホースを指示する。	３本

(3)　その他の附属品

品　　名	型　　式　　等	数量
空気呼吸器	ライフゼム（ACT ハーネス・CX 面体・ケース無し） A１－12ACT－CX　重松製作所	４基
充電器	CH－SD５　重松製作所	４個
拡声装置	EPS－SD５－DCX　重松製作所	４個
空気ボンベ （予備ボンベ含む）	ブルネッカー（上下カバー含む。） 4.7L　530CⅢ　重松製作所	８本
泡放水器具	ラインプロポーショナー　FP-65･400	１個
泡ノズルアタッチメント	LX フォームジェット　FN-65LX MX フォームジェット　FN-65MX	各１個
媒介金具	40mm 差込オス×65mm 差込メス	各２個
	イワマチ媒介金具 40mm 差込オス×40mm 差込メス　11IFM4041A	
エンジンカッター	マキタ充電式パワーカッター　CE001GZ　１台 （鋳鉄管用 金属溶着ブレード 350mm　A-36647 予備１枚含む） リチウムイオンバッテリー8.0Ah　BL4080F　４台 急速充電器　DC40RB １台	１式
ボルトクリッパー	絶縁ボルトクリッパーZBC	１丁
トップマンとび	SD-01	２丁
携帯用拡声器	TD－503R	１個
ロープバック	CMC430207　＃２イエロー	１個
カラビナ	KA102W-S	５個
	KA12K-S	１個
救助用縛帯	R-N430	１着
強力ライト	サバイバーX 米国防爆 Div.1（オレンジ） 品番　991R（標準セット）・スモークカッタープラグキット	４個
蛍光ベスト	ミドリ安全　K-1V	５着
消火栓転落防止柵	セイバーズ　クイックホールサイン	１個
消火栓蓋開閉金具	手かぎ、日之出バール（詳細については別途指示）	各１丁
防火水槽開閉金具		２丁
誘導灯	MRT-B 型	１個
布バケツ	15ℓ	２個
信号用手旗	赤・白	各１本
訓練旗	立て書き（ポール含む。）	１本

サルベージシート	3.6m×3.6m	２枚
プライバシーシート	セイバースクリーン	１枚
補修用ラッカー	朱色	１本
工具		１式
バール	ライトレスキュー　ハリガン 30	１本
巻き尺	50m	１個
泡消火薬剤	フカダハイフォーム（20L）	２缶

≪　9　≫　電　装　関　係

1　車両外部電装品

(1)　路肩及び後輪照射灯

ア　左右後輪付近に、路肩及び後輪付近を有効に照射できる照明灯を取り付けること。

イ　ＬＥＤ式とすること。

ウ　点灯はスモール連動とすること。

(2)　標識灯

ア　キャビンの左右側面に内蔵式で取り付けること。

イ　ＬＥＤ式とすること。

ウ　点灯はスモール連動とすること。

(3)　資機材収納庫内照明灯

ア　収納された各資機材を有効に照射できるよう、位置及び個数を考慮し取り付けること。

イ　ＬＥＤ式とすること。

ウ　点灯はシャッター等の開閉に連動すること。

2　キャビン電装品

(1)　バックアイカメラモニター

キャビン内のバックミラーの位置に取り付けること。

(2)　ドライブレコーダー

ア　車両前部に取り付けること。

イ　200 万画素以上を有すること。

ウ　自動及び手動にて録画できるものであること。

エ　駐車監視モードを有すること。

オ　記録できる時間は８時間以上とし、記録した映像はＳＤカード等（容量32ＧＢ以上）に記録でき、パソコン及びバックアイカメラモニター等において確認できること。なお、ＳＤカード等には予備を１つ備えること。

(3)　室内灯

キャビンルーフの有効な位置に、埋込型にて取り付けること。

(4)　マップランプ

ア　助手席前ピラーに取り付けること。

イ　ＬＥＤ式とすること。

(5)　フットランプ

ア　キャビン各ドア下部及び隊員室乗降口ステップ付近に、足元を有効に照射できるよう取り付けること。

イ　ＬＥＤ式（リボンライト）とすること。

(6)　車内コンセント

キャビン内の指示する位置に２口コンセント（ＡＣ100Ｖ）を設けること。

(7)　インバーター（ＡＣ100Ｖ／1000W）

ア　キャビンの適当な位置に設けること。

イ　点検等が容易に行えること。

≪ 10 ≫ 無 線 関 係

1　無線機一式

(1)　無線機、ＡＶＭ本体等は支給品とし、その設置は無線メーカーが行うものとする。なお、設置位置等は本消防組合、無線メーカー及び受注者が協議し決定する。

(2)　受注者においてアンテナケーブル等を敷設する場合は、点検等が容易にできるように配慮すること。

(3)　受注者は、車体側面の指示する位置に送話機を収納する箱を設けること。また、配線等に配慮した構造とすること。

(4)　受注者は、無線機の電源線にノイズフィルターを取り付け、車両の各部の適当な位置に、溶接によらないアースボンディングを施すこと。

≪ 11 ≫ 塗 装 等 そ の 他

1　車体外装部

(1)　車体は、特殊化学液にて充分に錆落としの上、燐酸塩被膜を形成後、プライマー、パテ、水研ぎ、サフェーサーにより下地処理を行い、朱色ハイソリットラッカーにて３回以上の吹付けを行い充分に乾燥させること。また、クリヤー仕上げ剤により仕上げること。

(2)　アルミシャッター部は朱色塗装とすること。

(3)　車体下回りは防錆黒色塗装とすること。

(4)　アルミ縞板部は無塗装とすること。

2　文字記入

(1)　車体両側面、車体後面の指示する位置に、指定文字「守口市門真市消防組合」のカッティングシートを貼り付けること。また、字体にあっては別途指示する。

(2)　キャビン前面フロントパネル、フロントドア下部、車体後面並びに垂直降下式らく車に車番「51」のカッティングシートを貼り付けること。また、字

体にあっては白色丸ゴシックとする。

(3)　キャビン前面フロントパネルに指定文字「MKFD」を貼り付けること。

(4)　標識灯に指定文字「ST51」のカッティングシートを貼り付けること。また、字体にあっては黒色丸ゴシックとする。

(5)　消防組合章ステッカー（支給品）をキャビン両側ドアの指示する位置に貼り付けること。

(6)　シャッター部等には、本消防組合が指定するデザイン及び文字等を記入すること。（別途指示）

(7)　車体両側面及び後部に再帰性に富んだ反射材等を貼付すること。

(8)　別途、車両の入れ替えに伴い、キャブ前面、両側フロントドア下部、車両後面、標識灯、らく車用に車番「32」を製作すること。

(9)　上記で述べた文字記入等に関し、位置、寸法、レイアウト等については別途協議するものとする。

(10) 三連梯子先端部、基底部、梯子昇降装置側面及びスタンドパイプＬ媒介部に、黄色の夜光塗料を塗布すること。

3　表示プレート

(1)　各種スイッチ、レバー等の周辺に、それぞれの操作区分を表示するプレートを取り付けること。

(2)　寸法等詳細にあっては別途協議する。